

◎基準指数

保育の必要性		保護者の状況		基準指数		
区分	類型	細目	適用			
1	居宅外労働	雇用労働	月160時間以上の労働	20		
			月140時間以上の労働	19		
			月120時間以上の労働	18		
			月100時間以上の労働	17		
			月80時間以上の労働	16		
			月60時間以上の労働	15		
		自営中心者	月160時間以上の労働	20		
			月140時間以上の労働	19		
			月120時間以上の労働	18		
			月100時間以上の労働	17		
			月80時間以上の労働	16		
			月60時間以上の労働	15		
		自営協力者	月160時間以上の労働	16		
			月140時間以上の労働	15		
			月120時間以上の労働	14		
			月100時間以上の労働	13		
			月80時間以上の労働	12		
			月60時間以上の労働	11		
2	居宅内労働	自営中心者	月160時間以上の労働	18		
			月140時間以上の労働	17		
			月120時間以上の労働	16		
			月100時間以上の労働	15		
			月80時間以上の労働	14		
			月60時間以上の労働	13		
		自営協力者	月160時間以上の労働	14		
			月140時間以上の労働	13		
			月120時間以上の労働	12		
			月100時間以上の労働	11		
			月80時間以上の労働	10		
			月60時間以上の労働	9		
		内職	月60時間以上の従事（平均月収が5万円を超える場合にあっては、自営協力者の細目を適用する。）	9		
		3	妊娠又は出産			12
		4	求職活動		常態として月60時間以上の求職活動	8
5	疾病等	入院	おおむね1月以上の入院	20		
		居宅内療養	常時病臥	18		
			感染性の疾病（おおむね1月以上の療養）	18		
			重度と認められる状態	14		
			常時通院を要する状態	14		
			その他療養	10		
		心身障がい	家庭での保育が日常的に困難と認められる場合（身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを有する場合をいう。）	20		
家庭での保育が一部困難と認められる場合	16					

			(身体障害者手帳3級から6級までのいずれかの等級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bを有する場合をいう。)	
			その他障がい	10
6	同居の親族の介護又は看護	居宅外介護等	入院の付添い(おおむね1月以上の場合に限る。)	18
			通院、通所等の付添い(週3日以上かつ1月以上の付添いに限る。)	14
		居宅内介護等	介護を必要とする場合(要介護認定3から5までのいずれかの区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳Aを有する場合をいう。)	18
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1若しくは2の区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳3級若しくは4級若しくは療育手帳Bを有する場合をいう。)	14
			支援を必要とする場合(要支援認定を受けている場合をいう。)	12
			その他介護又は看護	10
7	災害復旧		災害等による家屋の損傷の復旧その他災害復旧のため保育に当たれない状態	20
8	就学		月160時間以上の就学	18
			月140時間以上の就学	17
			月120時間以上の就学	16
			月100時間以上の就学	15
			月80時間以上の就学	14
			月60時間以上の就学	13
9	児童虐待又は配偶者からの暴力			20
10	上記に類する状態			実地調査により基準指数を決定する。

備考

- 1 保護者の状況が複数の項目に該当する場合は、最も高い基準指数によるものとする。
- 2 保護者が2人いる場合は、それぞれの者の基準指数を合算する。
- 3 ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準指数に20点を加算する。
- 4 ひとり親世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁等)の場合は、父又は母の基準指数に17点を加算する。
- 5 父母等が同一の自営業である場合は、1人を中心者とし、他の者を協力者とみなすものとする。
- 6 労働時間は、休憩時間を除く労働契約上の正規の時間とする。

◎調整指数

区分	類型	調整の対象となる事項	調整指数
1	同居の親族の状況	20歳以上65歳未満の同居の親族等がいる場合で利用申込みに係る児童について保育を必要とする事由が確認できない場合	-4
2	利用申込みに係る	入園を希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合	+3
3	児童の状況	認可外保育施設を利用し、鎌ヶ谷市保育手当支給条例（昭和47年鎌ヶ谷市条例第15号）第6条の規定により保育手当の受給資格の認定を受けている場合	+3
4		家庭的保育事業等の利用が終了する場合	+6
5		育児休業の取得に伴う退園後の再利用申込みの場合	+3
6	保護者の属する世帯の状況	両親不在の世帯又はひとり親世帯	+3
7		ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中であって別居、失踪、行方不明、拘禁等の状況である世帯をいう。）	+2
8		単身赴任の世帯	+2
9		生活保護世帯	+3
10		多子世帯 3歳未満の保育未実施児童が3人以上いる世帯	+2
11		育児休業等の期間が終了する世帯 産後休暇又は育児休業の期間が終了し、入園月間の翌月15日までに復職する予定である者の世帯	+2
12		保育士又は幼稚園教諭として市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで月140時間以上の労働をする者の世帯	+6
13		保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで月60時間以上の労働をする者の世帯	+3
14		保育料の未納者がいる世帯 利用申込みに係る児童又は利用申込みに係る児童以外の児童について、保育料を6月以上滞納している者がいる世帯（納付の相談が無い場合又は納付誓約を履行しない場合に限る。）	-5
15	その他の調整	同居の親族以外の者の介護又は看護	別表第1に規定する同居の親族の介護又は看護の基準指数から2を減じたものを基準指数とする。
16		保育の利用の決定を受けた日以後、保育の利用を開始する前に正当な理由なく保育の利用を辞退した場合（辞退した利用月の属する年度の利用調整をする場合に限る。）	-5

備考

同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。

◎優先順位 基準指数と調整指数の合計が同点の場合、次の順位による。

順位	項目
1	ひとり親世帯である者
2	入園希望月の利用者負担額の算定対象年度の市町村民税の所得割額の合計額が低い世帯にある者
3	利用申込みに係る児童の保育が可能である65歳未満の祖父母が市内にいない者
4	保護者の希望する保育所等の順位の高い者
5	保育の利用を保留とされた期間が長い者